



県では、県民の皆さんに県政への理解と信頼を深めていただくとともに、より開かれた県政を進めるため、平成十三年四月一日から新しい情報公開条例を施行することになりました。

県では、この新しい情報公開条例に基づき、県民の皆さんからの請求に応じて県が管理している行政文書を公開していくほか、県民の皆さんが県政に関する情報を迅速かつ正確に得られるよう、行政資料の提供や広報活動など、情報提供施策の充実を図っています。

新しい情報公開制度が始まります。

特集

個人情報保護公開制度が始まります。

1 行政文書の公開

県が管理している行政文書を県民の皆さんからの請求に応じて公開します。

請求できる人は？
どなたでも請求できます。

県の機関であれば、どこでも請求できますか？

これまでの知事、行政委員会（教育委員会など）、公営企業管理者に加え、公安委員会と警察本部長にも請求できます。（ただし、公安委員会と警察本部長については、条例公布の日（平成十二年九月二十七日）から二年以内の規則で定める日から実施します。）

請求できる文書は？

実施機関が管理している文書、図画のほかフロッピーディスクなどの電磁的記録（これ

らを行政文書といいます）です。

請求の方法は？

受付窓口（情報プラザ「県庁新館一階」、まちの窓口（地域振興局総務部総務課など）の出先機関）で開示請求書をもらい、必要事項を記入して提出してください。

受付窓口では、請求された行政文書の検索や特定を担当職員がお手伝いします。

また、郵送やFAXによる請求もできます。

公開・非公開の決定は？

公開するかどうかの決定は、原則として、請求のあつた日から十五日以内に行い、書面でお知らせします。

費用は？

行政文書の閲覧は無料でできます。
ただし、コピーの作成や郵送に要する費用

